第二百九十二条第一項第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同条第二項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削る。

第二百九十二条の六の二第一項中「受ける法」を「受ける集団投資信託（法」に改め、「規定する集団投資信託」の下に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改め、同項第二号中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受ける収益の分配につき法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」を「法第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

第三百条第一項中「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、同条第二項中「内国法人が」の下に「集団投資信託（同項に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）の」を加え、「次項」を「第九項」に改め、同条第三項中「（同項に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）」及び「、当該収益の分配に係る所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の外貨建資産割合（集団投資信託の信託財産（当該集団投資信託が受益権投資目的証券投資信託である場合には、当該受益権投資目的証券投資信託に係る受託者取得目的証券投資信託の信託財産。以下この項において同じ。）において運用する外貨建資産（外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産をいう。）の額が当該信託財産の総額のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額を限度として、当該集団投資信託の」を削り、同条第四項中「金額及び」の下に「集団投資信託（」を、「規定する集団投資信託」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「控除すべき」に、「限る」を「限り、法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く」に、「その支払を受けた当該集団投資信託の収益の分配につき法第百八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額」を「法第百七十六条第三項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額に当該収益の分配に係る所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「法第百七十六条第三項の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額に当該収益の分配の計算期間の末日において計算した当該収益の分配に係る集団投資信託の第三百条第九項に規定する外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

第三百六条の二第一項中「同項」を「集団投資信託（法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）の法第百八十条の二第三項」に改め、「この項」の下に「及び第七項」を、「以外の証券投資信託」の下に「（第七項において「受益権投資目的証券投資信託」という。）」を加え、同条第二項中「読み替える」を「、「が法第百七十六条第三項」とあるのは「が法第百八十条の二第三項」と、「第三百条第九項」とあるのは「第三百六条の二第七項」と読み替える」に改め、同条第三項中「（法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第七項中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受けた収益の分配につき法第百八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する集団投資信託をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第八項中「控除された」を「控除すべき」に改め、「部分」の下に「（法第九条第一項第十一号（非課税所得）に掲げるもののみに対応する部分を除く。）」を加え、「その支払を受けた収益の分配につき法第百八十一条又は第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額」を「法第百八十条の二第三項の規定による控除をしないで計算した場合の当該収益の分配に係る集団投資信託の信託財産（当該集団投資信託が受益権投資目的証券投資信託である場合には、当該受益権投資目的証券投資信託に係る受託者取得目的証券投資信託の信託財産。以下この項において同じ。）において運用する外貨建資産（外国通貨で表示される株式、債券その他の資産をいう。）の額が当該信託財産の総額のうちに占める割合（以下この項において「外貨建資産割合」という。）を乗じて計算した金額を超える場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算した金額」に改める。

第三百条の五中「第二百三条の三第一号イ」の下に「及び第四号」を加え、「公的年金等に係る」を削る。

第三百十九条の六の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条第一項中「公的年金等に係る」を削り、「、法第二百三条の三第二号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二項中「同条第三号」の下に「及び第六号」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第二百三条の三第七号に規定する政令で定める公的年金等は、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項（坑内員に関する給付）又は第十八条第一項（坑外員に関する給付）の規定に基づく年金及び法第三十五条第三項第二号（雑所得）に規定する過去の勤務に基づき使用者であつた者から支給される年金（国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第七条第一項（現職国会議員の普通退職年金）に規定する普通退職年金又は同法附則第二条第一項（退職者に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第九条（普通退職年金及びその年額）に規定する普通退職年金及び地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする年金である給付を除く。）とする。

第三百十九条の七第二項中「第二百三条の三第四号（公的年金等に係る」を「第二百三条の三第七号（」に改める。

第三百十九条の八第一項中「第二百三条の四第二号」を「第二百三条の五第二号」に改め、同条第二項中「第二百三条の四第三号」を「第二百三条の五第三号」に改める。

第三百十九条の九を削る。

第三百十九条の十第一項中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第二項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、同条を第三百十九条の九とする。

第三百十九条の十一中「第二百三条の五第一項（」を「第二百三条の六第一項（」に、「応じ、」を「応じ」に改め、同条各号中「第二百三条の五第一項第六号」を「第二百三条の六第一項第六号」に改め、同条を第三百十九条の十とする。

第三百十九条の十二中「第二百三条の五第五項」を「第二百三条の六第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条を第三百十九条の十一とする。